

平成20年度 公債費負担適正化計画

(計画期間 平成19年度 ~ 平成27年度)

市町村名： 若桜町

1 行財政運営について

(1) 行財政運営の課題と取組み等

- ・ 経常収支比率は89.3%と前年度より0.2%増加した。人件費、公債費は減少しているが、企業会計への繰出額(公債費の交付税措置分など)の増加が要因。H21年度に公共下水道事業、H22年度に農業集落排水事業が償還ピークを迎える中、経営改善として接続率の向上や料金見直し等の収入確保対策を推進する。
- ・ 国保、介護、後期高齢者医療会計は健康保持対策を進め医療費抑制を図り、一般会計からの繰出しの削減を進める。
- ・ 若桜鉄道の運営を年度内目標に上下分離方式へ移行。財政負担の増に対し関係自治体で負担割合などを協議する。
- ・ 過疎バスの持続的な運行を実現するため、路線統合を検討中。
- ・ 若桜小学校の耐震診断結果、安全確保のため改修か改築か小中一貫校の創設か年度内に検討。
- ・ 町道橋梁修繕計画を本年度策定し、年次計画で橋梁修繕を進めていく。
- ・ システム化、電子化が進む中これに係る経費を抑制するため、総合行政システムを導入し経費削減に取り組む。

(2) 財政健全化の課題と対策等

- ・ 公共下水道事業、農業集落排水事業の公債費はH21～22年度にかけて償還ピークを迎え、一般会計の繰出金増加が推測される。しかし、町全体の償還ピークはH18年度の9億328万7千円で減少に転じ、本年度は8億5,936万5千円で4.8%減少している。今後は減少傾向を維持するため計画的な地方債発行で公債費抑制を図る。なお、本計画の過疎債は21年度までの発行としている。
- ・ 行財政改革で職員採用を抑制した結果、年齢構成等のバランスを崩している。財政健全化を進めるうえで職員構成の改善は重要であり、職員採用計画を検討する。また、従来から不足している退職手当組合への積立額約3億2千万円については年次的に解消することとしている。さらに、団塊世代の退職に伴う退職手当組合への特別負担金の増加が見込まれるが退職手当債は発行しない。
- ・ 農業集落排水事業はH17年度に整備完了、公共下水道事業は本年度で整備完了する。公共下水道事業の完了で町全体の下水道整備が完了するため、3年間の接続猶予期間後の平成24年度から料金改定を進め、経営改善を図る。
- ・ 簡易水道施設の統合計画を策定し、料金見直し等を計画的に進め経営改善を図る。なお、簡水統合に伴う簡水債を発行する。
- ・ 若桜小学校の既存校舎の耐震改修を視野に入れ、公共施設等整備基金を積立てを進める。また、耐震改修には義務教育施設整備事業債を発行する。

2 行財政改革の取組状況について

19年度実施状況	20年度実施予定
<p>①事務事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種委員報償費の20%削減継続、事務補助者報償費の削減継続等による物件費の抑制。 ・ 補助金の20%削減継続等による補助費の抑制。 ・ 長期契約による委託料、リース料等の削減等による物件費の抑制。 ・ 各種負担金の廃止、見直し等による補助費の抑制。 ・ イベント、交流事業等町単独事業の縮小・廃止による新規ソフト事業の検討。 <p>②組織機構の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種審議会、委員の見直しによる人件費、物件費の抑制。 <p>③定員管理と給与の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職報酬の削減継続による人件費の抑制。町長はH22年2月28日まで20%。教育長はH22年3月31日まで15%。 ・ 助役を廃止し副町長へ変更。ただし、H22年2月19日まで副町長を置かず人件費を抑制。 	<p>①事務事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政総合システムの導入による、文書・庶務管理の徹底と省資源化。新システム更新による経費削減。また、戸籍、税務関係の証明窓口を統合する。 ・ 補助基準を見直し、効果、平等性等を検討。 ・ 長期契約の継続による物件費の抑制。 ・ 各種負担金の見直しを継続し行う。 ・ 町単独のイベントや事業の効果を検証し、見直しを進める。 <p>②組織等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係の見直し。 <p>③定員・給与の適正化・カット等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職報酬の削減継続による人件費の抑制。町長はH22年2月28日まで20%。教育長はH22年3月31日まで15%。 ・ H22年2月19日まで副町長を置かず人件費を抑制。

- ・退職者勧奨による職員数の抑制(退職勧奨者3名)
- ・職員給与5%削減継続。通勤手当・旅費の見直しによる人件費の削減。
- ・議員報酬削減による人件費の抑制。H22年3月31日まで議長20%、その他15%。

④公共施設等の管理合理化

- ・指定管理者制度の導入による維持管理費の抑制。
- ・使用料見直しによる収入確保と夜間照明施設の一部廃止で光熱水費の縮減。

⑤財政健全化

- ・財政調整基金は1億1千550万円を積立積み立てた。若桜鉄道運営助成基金は5千620万円を取崩し残高は7千9百30万円と残り2年分に満たない。基金全体は残高が8.3%増加した。また、土地開発基金の残高も21.2%増加した。
- ・扶助費も抑制を図り、ほぼ前年度並みの支出となった。
- ・滞納徴収体制の強化。係長以上が構成員となり徴収率の向上を図った。
- ・繰出金は思うように抑制できず、国保会計が11.8%増加、簡易水道会計が15.3%増加、農業集落排水会計が15.2%増加、公共下水道会計が12.5%増加した。

- ・退職減員は県からの出向1名、専門員2名、臨時職員1名を配置し人件費を抑制。
- ・職員給与5%削減継続による人件費の削減。
- ・議員報酬削減による人件費の抑制。H22年3月31日まで議長20%、その他15%。

④職員の能力開発

- ・人事考課制度の導入による職員の人材育成を図る。

⑤行政サービスの見直し

- ・住民票、戸籍、所得証明などの証明窓口を統合し、「ワン・ストップ・サービス」を開始する。

⑥指定管理者制度の導入

- ・指定管理者契約を締結していた3施設について再契約を行った。新設の道の駅若桜を(財)若桜町観光開発事業団と契約。

⑦その他

- ・特になし

3 公債費負担適正化計画について

(1)策定方針

- ・町全体の公債費の償還はH18年度をピークに減少に転じた。今後は減少傾向を維持するため計画的な地方債発行で公債費抑制を図る。
- ・新規事業は有利な制度や過疎債の対象になる事業以外は、原則計画しないこととする。なお、過疎債はH21年度までの時限法のためこれを想定した年次計画を策定する。
- ・起債事業は主に林道事業、簡水統合事業、町道事業を計画的に行い、その他は若桜小学校の校舎耐震改修事業、防災無線改修事業を計画している。
- ・実質公債費比率については、公債費の減少にともないH22年度には18%未満に改善する見込み。

(2)実施状況

- ・起債事業のほとんどが過疎債の対象となる事業で、簡水事業、下水道事業へも充当している。
- ・国県の補助制度を活用し、起債発行額を抑えることとしている。

(3)標準財政規模の試算の考え方

- ・地方税、地方交付税は、本計画においては過去の推移等を勘案し年1%減で算定した。
- ・臨時財政対策債については、過去の推移を勘案し年6%減で算定した。

(4)推計表

- 別紙参考様式1<既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計>
- 別紙参考様式2<別紙参考様式1に転記する「満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等」の将来推計>
- 別紙参考様式3<新発債等に基づく実質公債費負担の将来推計>
- 別紙参考様式4<既往債等と新発債等の合計に基づく実質公債費負担の将来推計>

(5)議会及び住民にコンセンサスを得るための方策

- ・計画書の提出と内容の説明を行う。(議会)
- ・ホームページに掲載。

公債費負担適正化計画

<既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

団体名： 若 桜 町
 (決裁者： 若桜町長 小林昌司)
 (決裁日： 平成20年9月18日)

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位：千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度の (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)	第11年度 (平成29年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	693,684	647,561	629,406	567,687	438,078	347,986	325,340	272,113	256,458	234,871		
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)												
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑩」欄の数値を転記)												
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	157,540	196,066	194,360	204,397	205,122	205,155	198,651	183,928	184,973	168,653		
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	35,676	29,962	44,236	24,462	23,203	21,010	15,114	9,336	9,336	9,336		
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	4,540	1,636	287	287	287	287	287					
⑦ 一時借入金の利子			300	300	300	300	300	300	300	300		
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	460,598	440,935	464,652	452,095	364,535	301,436	275,609	246,090	223,947	195,668		
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	122,236	145,022	141,440	147,361	148,294	143,071	138,351	125,563	125,563	110,457		
⑩ 標準財政規模	2,122,344	2,148,917	2,177,335	2,150,052	2,123,367	2,097,253	2,075,687	2,050,407	2,025,645	2,001,380		

※当該年度発行予定の起債は既往債に含めること。

⑪ 実質公債費比率(単年度)	20.0%	18.5%	16.7%	12.7%	9.6%	7.9%	7.6%	5.6%	6.1%	6.3%	#DIV/0!	#DIV/0!
⑫ 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)		20.3%	19.5%	18.4%	15.9%	13.0%	10.0%	8.3%	7.0%	6.4%	5.9%	#DIV/0!

別紙参考様式2

団体名: 若 桜 町

<別紙参考様式1に転記する「満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等」の将来推計>

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位:百万円)

	計画策定年度 の前年度 (平成18年度)	計画策定年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)	第11年度 (平成29年度)
⑫ 年度割相当額		該当なし										
⑬ 実質償還額又は理論ベースの償還額のいずれか少ない額												
⑭ 減債基金現在高												
⑮ 減債基金積立額所要額												
⑯ 減債基金不足率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
⑰ 減債基金積立不足額を考慮して算定した額	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

(単位:千円)

⑱ 別紙参考様式1「③」に転記する数値	#DIV/0!											
---------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

参考

・ 実質公債費比率の求め方については下記のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} - \text{⑧} - \text{⑨}}{\text{⑩} - \text{⑧} - \text{⑨}}$$

<新発債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

1 推 計 表

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度の 前年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)	第11年度 (平成29年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)					3,274	6,561	10,219	36,501	49,090	61,264		
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)												
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑩」欄の数値を転記)												
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金					110	131	204	218	340	533		
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金												
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの												
⑦ 一時借入金の利子												
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額					989	3,195	5,526	17,299	24,996	32,388		
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額					762	1,208	1,295	2,013	2,159	2,882		
⑩ 標準財政規模				1,121	3,353	8,187	20,668	29,746	42,215	50,041		

※ 新発債についての額を記入すること。

※ ⑩標準財政規模の欄には、新発債に伴い増加する額(公債費又は事業費補正若しくは密度補正に算入されることにより、増加する交付税相当額)を記入すること。

※ 発行済の起債及び当該年度に発行予定の起債は既往債【別紙参考様式1】に含め、その年度の欄に斜線を記入すること。

当該年度起債予定額に係る公債費負担の数値は別紙参考様式1に含め

2 今後の起債予定額

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度の 前年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)	第11年度 (平成29年度)
過疎対策事業債		163,912	126,188	127,000								
義務教育整備事業債					200,000							
臨時財政対策債		115,531	108,207	101,715	95,612	89,875	88,483	83,174	78,184	73,493		
一般公共事業債					37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000		
災害復旧事業債		600	2,500	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000		
臨時地方道路整備事業債					25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000		
簡易水道事業債		25,900		18,000		12,000		20,000		14,000		
下水道事業債		25,200	36,400									
一般事業			9,800									
合 計		331,143	283,095	251,715	362,612	168,875	155,483	170,174	145,184	154,493	0	0
〔一部事務組合等分〕												
○○○○債												
○○○○債												
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 既に発行済の年度は記載不要(斜線を記入すること)。

＜既往債等と新発債等の合計に基づく実質公債費負担の将来推計＞

1 推 計 表

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)	第11年度 (平成29年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	693,684	647,561	629,406	567,687	441,352	354,547	335,559	308,614	305,548	296,135	0	0
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑩」欄の数値を転記)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	157,540	196,066	194,360	204,397	205,232	205,286	198,855	184,146	185,313	169,186	0	0
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	35,676	29,962	44,236	24,462	23,203	21,010	15,114	9,336	9,336	9,336	0	0
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	4,540	1,636	287	287	287	287	287	0	0	0	0	0
⑦ 一時借入金の利子	0	0	300	300	300	300	300	300	300	300	0	0
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	460,598	440,935	464,652	452,095	365,524	304,631	281,135	263,389	248,943	228,056	0	0
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	122,236	145,022	141,440	147,361	149,056	144,279	139,646	127,576	127,722	113,339	0	0
⑩ 標準財政規模	2,122,344	2,148,917	2,177,335	2,151,173	2,126,720	2,105,440	2,096,355	2,080,153	2,067,860	2,051,421	0	0

⑪ 実質公債費比率(単年度)	20.0%	18.5%	16.7%	12.7%	9.7%	8.0%	7.7%	6.6%	7.3%	7.8%	#DIV/0!	#DIV/0!
⑫ 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)		20.3%	19.5%	18.4%	15.9%	13.0%	10.1%	8.4%	7.4%	7.2%	7.2%	#DIV/0!

※ 別紙参考様式1と様式3の合計

【参 考】 計画策定時における実質公債費比率(3カ年度の平均) (計画策定年度:平成19年度)		20.3%	20.0%	19.2%	17.5%	14.6%	11.7%	9.5%	8.1%			
【参 考】 各計画年度末地方債現在高	4,139,419	3,794,423	3,436,845	3,156,173	3,126,432	2,974,748	2,842,348	2,729,753	2,606,737	2,486,721		

2 地方債現在高に占める主な事業

事業名	事業年度	発行地方債	借入年度	発行額	当年度末残高	最終償還年度
過疎対策事業債	～H19	過疎債	H7～H19	2,753,000	755,324	H31
臨時財政対策債	H13～H19	臨時債	H13～H19	1,092,531	1,001,218	H40
若桜中学校改築事業	H10	補正予算債	H11	493,200	348,017	H31
温水プール	H14	補正予算債	H15	205,800	178,714	H35
生涯学習情報館	H14	補正予算債	H15	155,600	131,441	H30

※必要に応じて行を追加してください。

2 今後の地方債発行等に係る方針

① 地方債の新規発行

公債費償還のピークは、普通会計がH16年度、特別会計を含めた町全体がH18年度で減少に転じた。臨時財政対策債の発行は今後も必要と考えている。また、公共下水道は20年度完了のため下水債の発行予定はない。また、過疎法の時限後は一般公共事業債、臨時地方道整備事業債などで事業に取り組む。簡水事業、災害復旧事業等については一定規模の新規発行を予定している。なお、新規発行に当たっては、事業の必要性を十分検討した上で発行することとしている。

② その他

今後の新規地方債について、借入方法、借入先等を再度検討しつつ発行する。

3 計画期間中における実質公債費比率の適正管理のための方策

① 借換債の発行

借換が必要な高利な地方債はほとんどないため、また公債費が減少しているため、借換債の活用は特に考えていない。

② 地方公営企業への繰出金

公営企業健全化計画に沿って繰出しを行うこととしているが、各公営企業の経営改善を積極的に進めていく。

③ 一部事務組合等への補助金又は負担金

一部事務組合の負担金としては、東部広域行政管理組合と八頭環境施設組合分があり、それぞれの組合で決定された金額について負担金を支払っている。全体としては減少傾向にある。

④ その他

公債費の減少にともなって、実質公債費比率も減少しているため、計画的な地方債発行によりこの傾向を維持する。

4 一部事務組合等に係る様式3及び上記3①、③についての当該組合等との協議

(協議の時期とその内容)

既往分については負担割合等決定済みである。新規事業等については、事業の必要性、規模、負担割合等について逐次協議がなされているところであり、構成市町村と十分協議しながら取り組むこととしている。